

佐賀県民生委員定数条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月1日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第42号

佐賀県民生委員定数条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

佐賀県民生委員定数条例施行規則の一部を改正する規則（令和7年佐賀県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後												
(定数) 第2条 佐賀県民生委員定数条例の規定により規則で定める民生委員の定数は、次の表のとおりとする。 <table><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>神埼市</td><td><u>81人</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	略		神埼市	<u>81人</u>	略		(定数) 第2条 佐賀県民生委員定数条例の規定により規則で定める民生委員の定数は、次の表のとおりとする。 <table><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>神埼市</td><td><u>82人</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	略		神埼市	<u>82人</u>	略	
略													
神埼市	<u>81人</u>												
略													
略													
神埼市	<u>82人</u>												
略													

附 則

この規則は、公布の日から施行する。